

ロータリーのしおり

三木ロータリー・クラブ

目 次

1. はじめに	1
2. ロータリアンの特権と義務	2
3. クラブ定款細則について	3
4. クラブ役員とは	4
5. クラブの理事会について	5
6. 三木ロータリー・クラブの創立と歴史	6
7. 地区及び分区について	7
8. 三木ロータリー・クラブの委員会構成について	8
9. クラブサービスとは	9
10. プログラムの重要性	10
11. 出席と出席補填(メイクアップ)について	11
12. クラブ運営方針について	13
13. クラブ協議会とクラブ討論会について	14
14. ガバナー公式訪問について	15
15. クラブ幹事について	16
16. S. A. A. について	17
17. 四大奉仕部門について	18
18. クラブ奉仕部門について	19
19. 親睦と奉仕について	20
20. 会員増強について	21
21. 会員選考の方法	22
22. 職業分類について	24
23. シニア・アクティブ会員について	25
24. 会員名簿について	26
25. 会員資格の終結についての注意	27
26. 制定案、決議案につて	28
27. ロータリー財団について	29
28. 米山財団について	30
29. ローターアクト、インターアクトについて	31
30. 理事、役員を選出について	32
31. 年会報について	33
32. ロータリー用語の解説	34
33. 倫理訓	
三木ロータリー・クラブ定款	40
三木ロータリー・クラブ細則	53
三木ロータリー・クラブ事務取扱内規	63
三木ロータリー・クラブ慶弔規定	64

1. はじめに

歴代のロータリー情報委員会が研究・編集を重ねて、平成元年6月30日に『ロータリーのしおり』という冊子が刊行された。以後、現在までロータリーの手引書として、便利重宝に活用されてきた。しかし、残り部数が少なくなり、年月の経過により内容についても見直しの必要が生じている。このため、このたび改訂にいたったものである。

従来は製本した冊子であったが、将来の補足、改訂に備えて差し替え可能の加除式とした。ロータリー活動の一助として、永くご利用いただければ幸いである。

“ロータリーとは”

ロータリーとは何なのか、これを説明するのは、たやすいようであり、また難しい。

ほんらい弱い存在である人間は、大自然の中でお互いに助け合って暮らしている。協同生活の中に、お互いが豊かに、幸福な暮らしを求める人間本来の姿がある。人を愛し、社会を愛し、郷土を愛し、国を愛し、世界を愛して、平和で住み良い豊かな地球を作ることが、ロータリーの願いである。

ロータリーの基本的な考え方は、一人ひとりが、他人の立場に立ってものを考え、他人のお役に立つような行動をしようというところにある。自分のことばかり考えていては、平和な住み良い社会にはならない。お互いが、相手の立場になって考える思いやりの心が大切なのだ、「情は人の為ならず」というが、結局はそれが自分も幸せになる道である、こういう思想がロータリーの精神である。

ロータリーでは原則的に各種職業から一人を会員として選び、お互いの職業を尊重し、職業上の道徳的水準の向上をはかり、その職業を通じて社会に奉仕することを基本理念としている。これは、ロータリーが異業種の個人間の互助組織として成立したことに基づいている。

「ロータリー・クラブの会員である」とことと「ロータリアンである」ことは違うと言われる。これは、ロータリーの精神と知識が身について、それが自然に実践されてこそロータリアンになれるという意味である。ロータリーにはある程度の年齢が必要であるといわれる所以である。

ロータリーは、拡大無辺の宇宙のようであるとも言われる。確かに、こうだと一元化して表現できるものではない。会員に定年は存在しない。そうであるからこそ、終生研修勉強することにより、奉仕の道を更に高め、人間としても向上してゆけるシステムなのだと思う。

ロータリーを自分の人生哲学として修養する人、超我の奉仕の道場として研鑽する人、それぞれの立場で真剣に取り組んでいる人に接して勉強することが大切であると考える。

2. ロータリアンの特権と義務

1. 特権の主なもの

- ① 会員になったその日から数十名のクラブ会員と親交を持つ機会が出来、日本全国、世界各国のロータリアンと友情を深め、且つ有益な助言が得られる。
- ② 奉仕部門を通じ自己の努力と才能を発揮し、社会のため、世界平和のため役立てることができる。
- ③ 所属クラブに於いて職業分類による一業種を代表する一人である。
- ④ 所属クラブに新入会員を推薦できる。

2. 義務の主なもの

- ① 入会金及び年会費を納めなければならない。それを納めることによって、ロータリー綱領を遵守し、ロータリー・クラブ定款細則を守る義務が生じる。
- ② クラブの諸活動に進んで参画、参与してクラブの向上発展につくす。
- ③ 例会に出席する義務が生じる。特に当クラブは出席100%を目標にしているので、完遂に努力するよう心掛ける。
- ④ 毎月発行される雑誌「ロータリーの友」を購読することになっています。

3. クラブ定款細則について

クラブの憲章であり、行動の基準である。国際ロータリー細則第2節の標準ロータリー・クラブ定款が、すべてのクラブに採用されることになっている。その改正も自動的に行われる。

ロータリーの手帳にも挿入されているから、是非熟読されたい。

4. クラブ役員とは

会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、SAA(会場監督)を役員という。

5. クラブ理事会について

クラブの管理主体は、細則第2条の理事会である。そのメンバーは会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督及び4名の理事と直前会長である。理事役員会として副幹事、副会計、副会場監督も参加するが、決定権の投票をすることは出来ない。

定例理事会は毎月初めの例会終了後開催される。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集される。その場合予告をしておかなければならない。

理事会のメンバーの過半数を以って理事会の定足数とする。

6. 三木ロータリー・クラブの創立と歴史

戦後十年を経て、経済復興も軌道に乗り、国際連合への加盟が正式に承認された時代背景の下に、明石、加古川両クラブをスポンサークラブとして誕生した。

仮発会式 昭和32年10月2日
於 三木農業協同組合
承認年月日 昭和32年12月5日
認証状伝達式 昭和33年10月8日
於 三樹小学校
当時のガバナー 今田 恵先生
スポンサークラブ 明石、加古川両ロータリー・クラブ
初代会長及び会員 廣田重吉会長以下24名

丁度同年11月27日に皇太子妃に正田美智子嬢が写真と共に発表された意義深い年であった。

思い出の行事として

昭和36年5月25日～6月1日 東京国際大会に会員の大半が参加
昭和37年10月2日 創立5周年記念行事 於：舞子ビラ
会長 福原正義
昭和43年5月 フランス・ニース国際大会に参加 6名
昭和42年10月1日 創立10周年記念行事 於：三木農協
会長 高田真光 大会実行委員長 廣田重吉
昭和46年4月4日 万国博会場で単独例会を開催 岡田武夫会長
昭和47年10月14日 創立15周年記念行事 於：神戸銀行三木支店
会長 井上万蔵 大会実行委員長
昭和52年10月9日 創立20周年記念行事 於：三木農協会館
会長 廣田卓司 大会実行委員長 中橋久正
昭和62年9月27日 創立30周年記念行事 於：文化会館
会長 小林恒美 大会実行委員長 吉田直彦
平成3年5月25日 三木クラブがスポンサークラブとなり、
三木みどりロータリー・クラブが設立

7. 地区及び分区について

地区とは、国際ロータリーの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する、一定の地域的領域のことである。

当地区は、第2680地区で兵庫県全域がこれに入る。

分区とは、地区を4乃至10クラブに区分し、その単位を分区という。当第2680地区は、次の分区となっています。

阪神第一分区；阪神第二分区；神戸第一分区；神戸第二分区；

東播第一分区；東播第二分区；東播第三分区；淡路分区

西播第一分区；西播第二分区；但馬分区

三木クラブは小野・北条・西脇・三木みどりクラブと共に東播第三分区に所属しています。

地区には一人ずつのガバナーがあり、地区ガバナーは国際ロータリーの役員である。地区ガバナーは所轄区域内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される。地区ガバナーノミニーとして国際協議会に出席したのち、7月1日に就任し、1か年間または後任者が選挙され、資格が確定するまで、その任に留まることになっている。

分区には、分区代理がおかれ、分区内のクラブ会長とガバナーの間のパイプ役で、公式の権限を持つものではない。

8. 三木ロータリー・クラブの委員会構成について

クラブ奉仕委員会
職業奉仕委員会
社会奉仕委員会
国際奉仕委員会
青少年活動委員会

5つの奉仕部門を設け、各部門ともそれぞれ担当理事が主宰している。クラブ奉仕委員長は副会長が兼務している。

クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当する委員会の委員長によって構成されている。

クラブ奉仕の中の特定分野を担当する委員会は、次の13の委員会からなり、それぞれ1名の委員長をおいている。

出席委員会
クラブ会報委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報委員会
職業分類委員会
ソング委員会
ロータリー情報委員会
ロータリー財団委員会
米山奨学委員会

当クラブでは各メンバーは、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年活動委員会の中の一つと、クラブ奉仕の委員会の一つに所属して奉仕活動に参加することになっている。

9. クラブサービスとは

クラブ奉仕は、ロータリーの4大奉仕部門の中、最も基礎的な奉仕活動である。ロータリーの歴史が示すように、初めに親睦があり、次いで職業奉仕が生まれ、社会奉仕が取り入れられ、国際奉仕にまで発展した。まず親睦から奉仕の理想が生まれ、毎週の例会が楽しく、より有益なものになるように、会員自身が努めなければならない。そして各委員会に所属して、その任務を積極的に果たすことが大切である。

- ① クラブの諸会合に出席して、お互いに親交をあたためる。
 - ② クラブの諸計画に参画すること。
 - ③ 委員に任命されたら、その委員会の活動に忠実且つ積極的に働くこと。
 - ④ 役員に選ばれたら、最善を尽くして職務に当る。
 - ⑤ ロータリーをロータリアンでない人に、よく知らせる（先ず家族に対する啓蒙から始めるのがよい。）
 - ⑥ 新入会員にはロータリーの諸会合に出席するよう義務付けられているが、出来るだけ多くの諸会合に出席することが、ロータリーを身に付ける早道である。
 - ⑦ 他クラブを訪問し、ロータリー活動を積極的に勉強することも有益である。
- ロータリーの最小限の知識は必要であるが、先ず身をもってロータリーを実践してゆくことが大切であり、クラブ奉仕につくすことがロータリアンへの第一歩である。

10. プログラムの重要性

プログラム委員会は、年間行事予定表を作成し、理事会に承認を受ける。重要な行事の予定と、卓話の割当を計画的に組み合わせて、例会を一層効果的に運営するよう努めている。卓話については、プログラム委員会担当の卓話と会員自身の卓話の例会を明示し、会員の卓話については三か月前に予告をしている。

毎例会の限られた時間内でのクラブプログラムを良くすることは大切なことで、次のことが要請されている。

- ① 例会出席者のためになるもの、興味をひくもの。
- ② ロータリーの前進に役立つもの。
- ③ 一つの奉仕部門に限らず、各奉仕部門にわたりバランスのとれたものにする。
- ④ 週報に次週プログラムの予告をし、常に例会への期待を持つようにする。
- ⑤ 新入会員の自己紹介の時間を、入会后なるべく早い例会に行うことになっている。

11. 出席と出席補填（メイクアップ）について

ロータリー・クラブは出席を大切にし、出席することによってクラブ活動に積極的に参画し、親睦の実績を上げ、奉仕の理想に向かって前進する活力を得る機会を持つことになる。

三木クラブは出席100%を目標にして、会員相互の励ましと努力によって優秀な伝統を築き上げている。出席が目的ではないが手段としては大切である。毎週の例会に出席することが、生活の習慣となるように、無意識のうちに習性づけられてくる。

所属クラブの例会に止むを得ず欠席した場合は、欠席の前後の二週間以内に他クラブの例会に出席して、欠席の補填（メイクアップ）を行うことができる。地区大会、地区協議会、地区フォーラム、チャータナイト、等への出席及び仮クラブへの出席等は、その週の例会欠席補填になる。

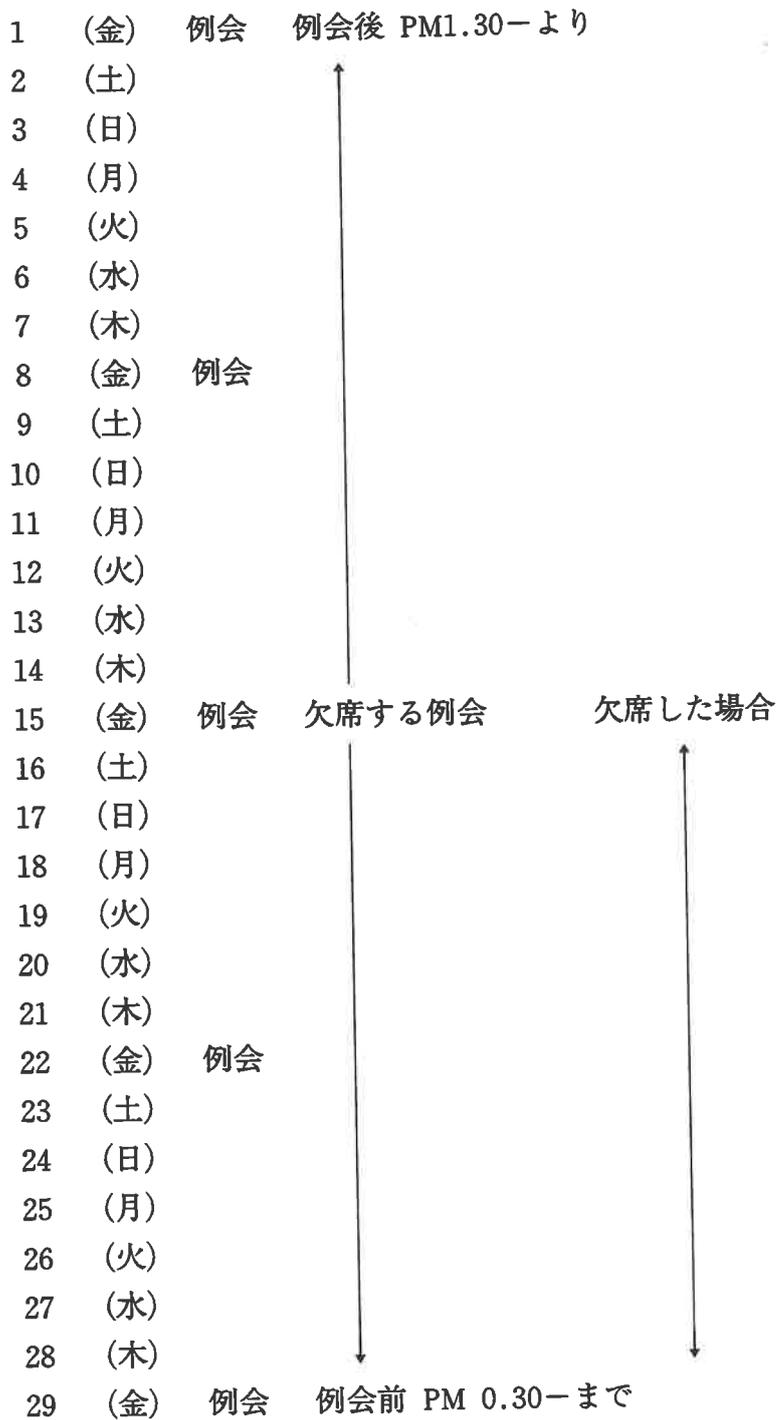
詳細はクラブ定款第7条 出席の項を参照に見て下さい。

具体的には次のようになります(別表)

出席について注意すべき事項

- * 正当な理由（理事会の承認）なく引き続き欠席の場合。
 - * 半期（6ヵ月）にメイクアップを含む出席率が60%に達しないとき。
 - * 半期に所属クラブの例会総数のうち、少なくともその30%出席していない場合。
- 以上の場合は、自動的に会員の身分を終結するものとする。

欠席補填の例示



12. クラブ運営方針について

新しい年度を迎えるに当り、地区協議会において新しいガバナーから国際協議会におけるR I会長のターゲットが伝達され、その方針を実現するための指導が行われる。会長就任に当りクラブ運営方針が理事会で決められる。クラブ運営方針に基づき各奉仕部門の委員会は、過去の奉仕活動の実績を参考にしたり、新しい奉仕活動を研究して、最も有効且つ適切な奉仕活動の計画を立て、年間予算を計上して幹事に提出する。新しい年度の始まるまでに、各委員会の計画をとり纏め、その年度の〔クラブ運営方針〕を印刷し配布される。年度初めの第二例会及び第三例会において、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕及び青少年活動部門とクラブ奉仕部門の二回に分けてクラブアッセンブリを開き、各委員長より計画が発表、説明される。そして、この運営方針によって年間の活動が始まり、年度末には着実に計画が実施され、その成果を例会に於いて発表することになっている。

13. クラブ協議会とクラブ討論会について

クラブ協議会（アッセンブリー）はクラブの運営及び活動について協議するために、クラブの理事・役員及び各委員長が集まる会合で、少なくとも年6回開催されることが望ましいとされている。即ち年度始め、公式訪問の2週間前、公式訪問の時、地区大会の後、及び年度後半の始め等である。少なくとも前三者は必ず開催されなければならない。

クラブ討論会（フォーラム）は会員にロータリー情報を徹底せしめるために随時開催するもので、ロータリー情報に精通した会員をリーダーにして、自由討論をする会合である。

全員参加するのが効果的であるが、グループを作り、グループ毎にリーダーを選びラウンドテーブルの形で行うこともある。

14. ガバナー公式訪問について

地区ガバナーは、自己の地区内全クラブを年度内に訪問しなければならない。

公式訪問の予定日は、年度始めに地区行事予定表に示されるので、クラブ協議会で十分な準備をしておくべきである。

- ① ガバナーはクラブ例会を公式訪問されると共に、クラブ協議会に出席してクラブの現況を把握してR.I.に報告される。そしてR.I.会長のテーマやR.I.の指示内容について説明されると共に、クラブに対し、助言、指導を行い諸問題の相談相手になって頂けるよい機会である。
- ② 公式訪問の1週間前までに「クラブ公式訪問現況報告書」を作成し、前年度ガバナー公式訪問以後から本年度公式訪問までのクラブの活動状況をガバナー事務所に報告しなければならない。
- ③ クラブの運営やロータリーについて判らないことを質問したり、他クラブの参考になる事例を聞くことができるので、年に1度の大切な例会であるから特別の事情がない限り、会員全員が出席するよう心掛けておくこと。

そしてクラブ協議会には、役員・理事・各委員長でなくても出席して、ロータリーの勉強をすることが大切である。

15. クラブ幹事について

幹事の任務は定款細則第3条第4節に示されている。幹事役を体験することは、ロータリーを勉強する近道であると言われる程大切な仕事であり、会長と表裏一体となって補佐しなければならない。

今後次々と若い会員に幹事役を引き受けて頂くことになると思われるが、幹事として1年間ロータリーに明け暮れる幹事の仕事に充分認識して頂くと共に、幹事のご苦勞に対し深い理解と協力を賜りたい。

クラブの前進は幹事の活躍如何に係ると申しても過言ではない。幹事はクラブの諸活動の“要”であり、パイプ役であり、陰の推進役である。

幹事の任務を遂行するためには、幹事に選ばれてからの六ヵ月間にクラブ定款、細則、会長必携、幹事必携、手続要覧、その他前年度のクラブ例会記録、議事録等に一度目を通しておくことが必要であり、ロータリー・クラブの運営のすべてに精通しなければならない。

幹事の任務を具体的に挙げると次の通り、

- (1) 会員の記録の整理保管。
- (2) 会合における出席の記録。
- (3) クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知の発送と諸会合の議事録の作成及び保管。
- (4) 国際ロータリーで決められた定時報告、随時報告の報告事項、報告時期、期日、及び各種、分担金、賦課金の内容、送金先等をよく知ること。
- (5) その他通常その職に付随する任務を遂行するために、絶えず事務局との連絡を緊密にして、その時期を失しないように監督指導に努めること。
- (6) 理事会の主要議題の提供者たること。
- (7) クラブ会計を充分把握し、クラブ活動における予算の運用と委員会活動の状況を認識しておくこと及び諸経費の支出をチェックすること。
- (8) 来信、発信の整理と返信、通報及び保管の事務処理。
- (9) ガバナー公式訪問の諸資料の準備及び報告書の作成。
- (10) 地区年次大会、I.M.への参加。
- (11) クラブ協議会における諸資料の準備。
- (12) 公文書の保管の責任者である。

幹事としてやるべき仕事は、ピンからキリまで煩雑多忙であるが、やり甲斐のある任務である。

16. S. A. A. について

Sergeant at Arms の略称であるが、軍隊における下士官の軍曹が厳格な軍紀取締役であることから出た用語かと思われる。一言で言えば、例会場の気品と風紀を守り、会合が明るく楽しく、時間も正確に進行するよう会場全般の引締め役である。通常、クラブの長老、会長経験者がこれに当たる所が多い。

例会場の美化、整理整頓、食卓の配置及び着席順序を決定したり、親睦効果を上げるように席順を変更する工夫をする。

例会の食事の献立や注文数の把握に就いても配慮が必要である。

例会時に禁煙の規定や禁煙の時間帯を設けた場合の励行を監督する。

例会日は早目に出席して例会の諸準備が完全に行われているかを点検しておく。

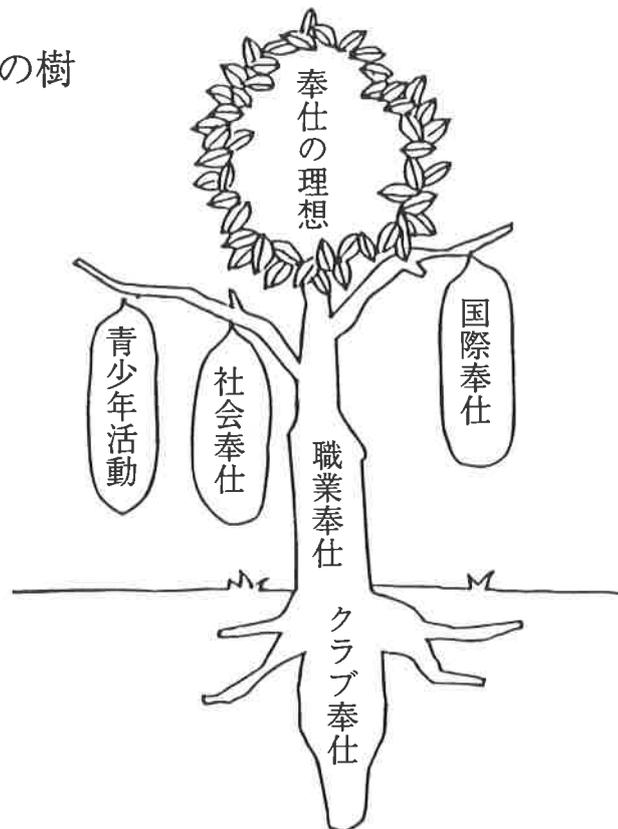
17. 四大奉仕部門について

ロータリーでいう四大奉仕部門とは、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕である。当クラブでは青少年活動委員会を設けて、社会奉仕委員会より独立させて奉仕活動を推進している。

ロータリー奉仕の本質は、一人一業を原則とする職業奉仕から生まれ、会員の誰もが身近にある職場という舞台を持っている。これを足場にして会員それぞれの職場における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するのが職業奉仕委員会の責務であり、その地域社会に対する社会奉仕活動に尽くすことが社会奉仕となり、青少年の育成について強い関心を持ち、将来の人材を作ることが青少年活動委員会であり、それが拡がって国際奉仕となるのがロータリーでいう「奉仕の理想」である。

ロータリーを樹木にたとえて図示されている。

ロータリーの樹



18. クラブ奉仕部門について

前述のロータリーの木を育てるのがクラブ奉仕部門である。クラブ奉仕に関する事柄を遂行するために当クラブは13の委員会に分かれて、その責務を分担している。各委員会の任務はクラブ細則に示されているが、特に当クラブでは、出席100%の伝統を守るために出席委員会の努力に協力されたい。

親睦活動委員会は、親睦と友愛を深めるために、家族会始め大切な行事を受け持つ委員会で、新入会員が先ず最初に所属するところである。

職業分類委員会及びロータリー情報委員会は、継続性を持たせるための重要な委員会であるため、各々3名の委員をもって構成され、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命することが決められている。

雑誌委員会には地元新聞または広告関係の会員を含めることがよいとされている。

19. 親睦と奉仕について

ロータリー・クラブの創立当初は「会員間の職業上の相互扶助」と「友好親善」の二つを目的としてスタートした。既にご承知のようにロータリー・クラブは奉仕する団体でなく「奉仕する人の集まり」であり、その世話機関である。クラブの親睦が大切なことは、各々の心の中にある奉仕の理想が高揚し、進んで奉仕を行う指導者になるよう親睦が自然発生的に奉仕を生むものである。

ロータリー精神に結ばれ、ロータリーの体験を重ねられた先輩に接する機会が例会の場であり、胸襟を開いて語り合える友を持つ幸福に恵まれることが親睦であり、思いやりの心を持って、奉仕の理想に熱意を燃やす人を育てることが目的の一つである。

20. 会員増強について

ロータリー・クラブの発展のために、クラブ会員を増強し、地域社会に奉仕するため、絶えず充填未充填職業分類表の未充填分類を充填するために、適当な人物の氏名を推薦するように積極的に努めなければならない。死亡その他の原因による自然減少を上回る人員の確保のためにも、毎年度示される会員増強の目標人数を達成しなければならない。会員個々に会員を推薦する権利があると共に、その責務を持っていることを忘れずに積極的に努力すべきである。

21. 会員選考の方法

- (1) 会員又は会員増強委員会によって推薦され、書面をもって会員候補者の氏名を幹事を通し理事会に提出する。(候補者には絶対秘密にする)
- (2) 理事会は適切と認めた場合、職業分類委員会に対し(適当でないと判断した時は推薦者と話し合っ保留にする)候補者の資格要件を分類上の見地から審査して(未充填職業に合致するか否か)理事会に報告する。
- (3) 理事会は会員選考委員会に人間的、個人的の面での審査を依頼し、両委員会の審査勧告を検討して、承認又は否認を決定し、幹事を経て推薦人に通知する。
- (4) 理事会から入会承認の決定を受けた推薦者は、ロータリー情報委員一名又は数名と共に被推薦者の自宅を訪れ、始めて「貴方がロータリーに推薦されている」旨を告げる。(これまで本人は何も知らされていないのが原則である)ここで被推薦者に対し、ロータリーの目的及びクラブ会員の特典と義務について説明し、被推薦者がそれらを承諾した上で、入会の意向を示された場合は、入会申込書の記入及び提出を求め、また、本人の氏名及び本人に予定されている職業の分類をクラブに発表することについて、承諾を求めなければならない。(万一不結果の場合もありうることを予め、了解を求めておく必要があります)

では、何故このような煩雑な手数をかけるかという点、

- ① 前触れしておいて落選した場合は推薦者も当人も面目を欠き、ロータリーにも不利益な結果を来す。
- ② さればと云って、ご本人に入会の意志のないのに話を進め、手続き完了のときに入会を断られたらロータリーの権威にもかかわる。
- ③ 推薦者が与える情報だけでは、ややもすれば不完全で、後々のトラブルの因となる。
- ④ 第三者である情報委員が中に入ることによって当選、落選の場合とも推薦者の立場が楽になる。

(5) 会員選挙の方法の図解(別表)

- (6) 被推薦者の氏名発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦にたいし、理由を付した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

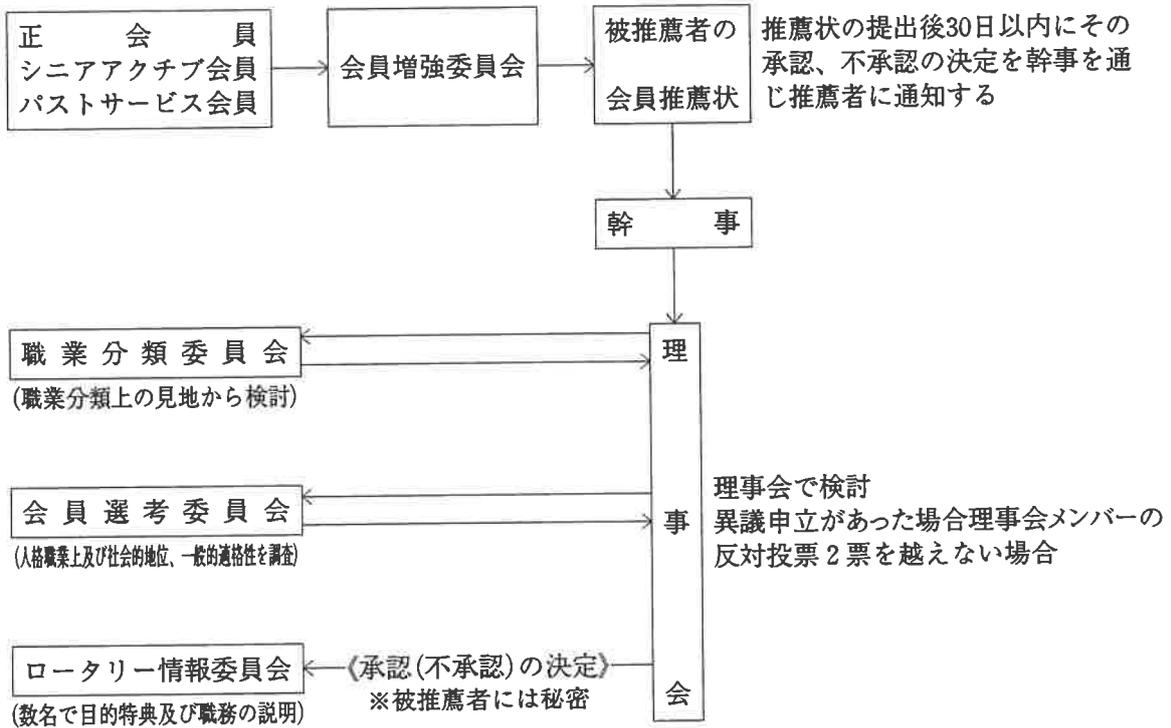
理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例又は臨時の理事会会合において、これを審議し、当該被推薦者について票決を行うものとする。この定例又は臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が2票を越えなかった場合は、被推薦者は所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれる。

本節の規定により会員が選考された時は、クラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を地区ガバナー事務所を通じ、国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

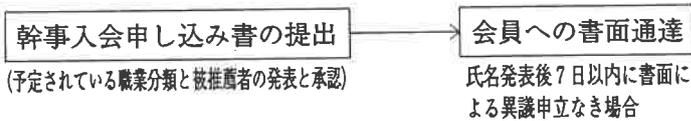
(7) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

(別表) 会員選考の方法の図解

クラブ細則第11条により次の通り6段階を経て正会員に選ばれる。



※インフォメーション(インフォメーション終了後被推薦者に対しクラブに発表することに承諾を取る)



入会金の払込み

クラブ例会で正式紹介
 会員証の交付
 ガバナー事務所に報告
 国際ロータリー事務局に報告

22. 職業分類について

毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、
充填・未充填職業分類表を作成しなければならない。

特定の事業又は専門職務グループに片寄ることを避けながら、しかも同時に、地元社会の業界を代表する人を漏らさぬ均衡のとれた会員組織を維持し、最新の地元地域社会の職業の断面図に近いものを作成し、会員増強の指針とすべきである。そのために、職業分類委員会は3名の委員をもって構成され、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命して、継続性を確保するよう規定されている。

23. シニア・アクチブ会員について

正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各項に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクチブ会員となります。

シニア・アクチブ会員の条件

- (1) 一つまたは幾つかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- (2) 60才以上で、一つまたは幾つかのクラブで通算10年以上会員であった者。
- (3) 65才以上で、一つまたは幾つかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- (4) 国際ロータリーの役員、またはかつてその役員であった者。
- (5) 他のクラブでシニア・アクチブ会員であった者。又は、成り得る条件を備えていた者。

シニア・アクチブ会員は、職業分類を代表しないものとし、アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。この2項を除き、すべて正会員と同一の権利、特権および責任を持つものとする。

24. 会員名簿について

公式名簿の序文に次のように記述されている。「国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへ情報を伝えるために毎年出版されている。ロータリアンはこれを商用の郵便名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもならない。」

従ってロータリアンが、自己の商取引に営利を目的として、公式名簿を利用することは妥当ではない。

クラブ会員名簿についても、商用宛名用に使用したり、同様の目的を以って他人に貸与してはならない。若し外部に貸与するときは、理事会の承認が必要である。名簿を印刷するときは、その旨記載しておかなければならない。

25. 会員資格の終結についての注意

定款第10条に規定されているが、注意すべき点を列記する。

(1) 会費不払いによる終結（第4節）

所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対し、書面による催告後10日以内に会費が納入されなければ、自動的に終結する。

(2) 欠席による終結（第5節）

連続4回、例会に出席もメイクアップもしない場合。

本クラブの年度の前半または後半の6ヵ月間に、メイクアップを含む出席率が60パーセントに達しない場合。

本クラブの年度の前半または後半の6ヵ月間に、開かれた所属クラブの例会総数のうち、少なくともその30パーセントに出席していない場合。

(3) その他の原因による場合

理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、終結させることが出来る。詳細については、定款第10条 会員身分の存続の項を熟読されたい。

26. 制定案、決議案について

制定案

国際ロータリーの定款、細則および標準クラブ定款の条文に影響をおよぼす議案を制定案と呼ぶ。

決議案

会議が、単に意見を表明するか、あるいは国際ロータリーの定款、細則および標準クラブ定款の条文に何等の影響をもたらさない性質の議案を決議案と呼ぶ。

規定制定の提出は

- (1) クラブ
 - (2) 地区大会
 - (3) グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの審議会または大会
 - (4) 規定審議会または国際ロータリー理事会
- から提出することができる。

要するに制定案は立法案のことです。

以上は、毎偶数年の国際大会の規定審議会で立法案の討議、審議が行われる。

27. ロータリー財団について

目標

博愛、慈善、教育または人道的という特質を持つ明確かつ効果的なプロジェクトの促進を通じて、さまざまな国の国民の間に理解と友好的関係を助長することである。

プログラム

奨学金、研究グループ交換、特別補助金、大学教員のための補助金、保健、飢餓追放および人間性尊重プログラム、ポリオ・プラス、災害救援

財団への寄付

- イ 新クラブ結成の場合 会員1人当たり 10ドル
- ロ 既存クラブに入会した場合 会員1人当たり 10ドル
- ハ 毎年会員1人当たり 10ドル

100%クラブ

毎年12月の最終例会日現在の会員数で、そのクラブの寄付金累計の総額を除いた商が10ドルに達した時、このクラブを100%クラブといい、それに準じて200%、何百%クラブの称が与えられます。

ポールハリスフェローの寄付金も%に入れて計算される。

ポールハリスフェロー

1000ドル以上の寄付者はポールハリスフェローという栄典が受けられます。これは一時金が原則ですが、100ドル宛の分納を認められ、これを準フェローと称します。

米国ドルへの換算率は毎年7月1日および1月1日に始まる6ヵ月ごとに通知される。実際の為替相場に5%以上の変動が生じた場合には、これを変更することができる。

28. 米山財団について

この奨学金は、日本最初のロータリー・クラブを創立した米山梅吉氏の功績を記念して、東京ロータリー・クラブが1953年(昭和28年)に創設した「米山基金」から始まる。

その目的と事業は主としてアジアのロータリーの所在する国または地域からの外国人留学生に対して奨学金を支給し、ロータリーの理想とする国際理解と親善に寄与することを目的としています。

奨学生には世話クラブとカウンセラーを決めて、言語や風俗・習慣の違う日本での勉強の一助となるよう援助の手をさしのべています。

- 事業
- 1 奨学金の支給
 - 2 奨学生に対するカウンセリング(世話クラブおよびカウンセラー制度)
 - 3 その他 医療費補助・学会・見学・研修等出席補助

※ 米山奨学委員会はロータリー財団と共に国際奉仕の事業として行われています。

29. ローターアクト、インターアクトについて

ローター、インター両アクトクラブは、ロータリー直系の青少年活動部門である。

ローターアクトクラブは就職または就学している18才から28才までの青年によって構成され、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を育成し、国際理解と平和の運動を進められるような指導者を育成するところである。

インターアクトクラブは、高校に在学中の学生または年齢14～18才までの若人で作られる。その主旨はローターアクトクラブと同じである。

いづれも提唱したロータリー・クラブの、指導と監督を受けなければならない。

R Iが従来の方針である、既成団体の育成から、直接指導を行うようになったのは、青少年奉仕活動を重要視した結果に他ならない。これから伸びゆく我等の後継者に、若い時から奉仕の理想を伝えてゆけば、よりよい社会をつくるのに一層効果的であるというのが、その目的である。地区でもローター、インター両アクトクラブの結成に力を入れており、地区組織による年次大会も出来るようになった。

30. 理事、役員を選出について

当クラブは、ロータリー・クラブ標準細則の第1条の指名委員会による方法を採用しているため、指名委員会の選出を少なくとも11月の第1例会までに行わなければならない。

指名委員会は、クラブ慣例として歴代会長経験者のうち、逐次古い方より3名、新しい方3名の6名をお願いし、現会長を加えて7名で構成され、例会において会長から氏名を発表し、承認を受ける方法をとっている。

指名委員会は速やかに会合を開き、その人選を始める。当クラブでは次年度会長・幹事については、既に現副会長および副幹事が就任することが慣例となっている。そこで、慣例に従えば、新しく副会長、副幹事および4名の理事の人選を始めることになる。特に副会長および副幹事の人選は、次々年度会長・幹事となるべき重要ポストであるため、慎重な人選と内諾を得ることが大切である。理事候補4名のうち1名は会長経験者を選び、理事会運営に経験を活かすよう配慮されている。会計、副会計、SAA、副SAAも加え、理事および役員全員を選出し、12月第1例会の年次総会に発表して、承認を受けることになっている。

31. 年会報について

年会報の集積は、クラブの歴史の記録であり、記念誌発行のときの貴重な資料となる。年会報の発行は、クラブ会報委員会の大切な仕事である。毎週発行する週報に基づいて、記録を残しておくことは勿論、年会報の編集に必要と思われる事項や記録写真を、準備しておくことを忘れてはならない。年度終了後に、各委員長より速やかに委員会報告をとり纏め、編集発行に取り組むべきである。

尚、写真の原版や記録の保存を大切に送り、管理しておかなければならない。

32. ローターリー用語の解説

1. Absence【欠席】

理由なく、(a)連続4回にわたってクラブの例会に出席もメイクアップもしていない場合、(b)クラブ年度の前半、又は後半の6ヵ月間に、メイクアップを含む出席が60%に達しない場合、(c)クラブ年度の前半または後半の6ヵ月間に開かれた所属クラブの例会総数のうち、少なくともその30%出席していない場合、理事会が認めない限り、自動的に会員の身分が終結することになる。

ただし、長期にわたる健康不良または傷害のために、この規定を守ることができない場合は、理事会に申請して免除を受けることができる。

2. Active Member【正会員】

会員の種類は①正会員（アディショナル正会員を含む）②シニア・アクティブ会員③パスト・サービス会員④名誉会員の4つである。

正会員の条件は、職務上良い世評を受けている者で、一般に認められた有益な実業または専門職の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であることと、定義している。

3. Additional Active Member【アディショナル正会員】

正会員がその所属する職業分類から、もう一人追加して推薦し、クラブを選んだ者で、アディショナル正会員はアディショナル正会員を推薦することができないことを除いて、すべて正会員と同一の義務、責任および特権を持つ。ただし、同一職業分類をもつ正会員、つまり推薦者が正会員の身分を失った時は、同時に会員としての身分を失う。

4. Additional Rotary Club【追加クラブ】

都市の人口増加、或はクラブ拡大を図るため、既存クラブがその区域を割譲するか、或は区域を同じくする追加クラブを結成することができる。新クラブ結成に当たっては、ガバナーの任命による特別代表がその結成の任に当たる。新クラブ結成は職業分類にもとづき、20名以上が望ましいとされている。

5. Attendance【出席】

所属クラブ、他のロータリー・クラブ、または仮ロータリー・クラブの例会に、少なくとも60%以上出席しなければならない。しかしこれは、あくまでも最低限度であって、60%出席したから大手を振って退席できるものではなく、濫用を慎むべきである。

6. Charter 【加盟認証状】

新たに設立されたクラブがR I理事会によって、国際ロータリーに加盟することを、正式に承認された時に交付される証書のこと。

☆三木ロータリー・クラブのクラブ・ナンバーは No14681 である。

☆三木ロータリー・クラブの承認は昭和32年12月5日。

☆2680地区では14番目に認証されました。

7. Charter night 【認証状伝達式】

R Iに加盟が承認された認証状が、ガバナーによって伝達される式典及び祝賀会のこと。近隣クラブのロータリーアンを招き、盛大に行われる。

☆三木ロータリー・クラブの認証状伝達式は昭和33年12月8日

8. Charter Member 【創立会員】

新たにロータリー・クラブを結成する際に、いわば発起人のような形でR I加盟前に選ばれたクラブ会員をいう。創立会員の最低限度は20名とされている。

☆三木ロータリー・クラブのチャータメンバーは25名でした。

9. Classification 【職業分類】

ロータリー・クラブでは、その会員資格が職業分類により、一業種一会員を原則としているので、職業分類はロータリーにおいて最も重要な事柄の一つとなっている。

ロータリー・クラブの正会員はそれぞれの職業によって分類されることになっている。その場合、職業分類は本人の所属する事業所、団体または専門職業の主要な活動を示すものでなければならない。

10. Club Assembly 【クラブ協議会】

クラブのプログラムと活動について協議するために開かれる、クラブ役員と理事、委員長の会合であるが、他の会員も出席要請される。クラブ協議会は少なくとも年6回開催することが望ましいとされている。年度始め、公式訪問の少なくとも2週間前、公式訪問の時、地区大会の終了後、及び年度後半の始めに開催される。

11. Club Banner 【クラブの旗】

ロータリー・クラブでは公式のロータリーの旗のほかに、クラブ独特の意匠をこらした小旗を作り、クラブ間で交換し、友好関係を記念する習慣が行われている。この小旗は普通バナーと呼ばれている。三木クラブのバナーは「金物のまち三木」を象徴する、古い時代の鍛冶装束である烏帽子直衣姿の打ち刃物師をデザインされたものである。

12. Club service 【クラブ奉仕】

ロータリーがクラブを円滑に機能させるために、三木クラブ内では次の13の委員会がある。

出席委員会・親睦委員会・雑誌委員会・クラブ会報委員会・会員選考委員会・会員増強委員会・プログラム委員会・広報委員会・ソング委員会・職業分類委員会・R情報委員会・R財団委員会・米山奨学委員会

13. District Assembly 【地区協議会】

次期会長、幹事及び理事会が指名した、その他の次期クラブ指導者に各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせるため、地区ガバナーは地区ガバナー・ノミネーと協力して年度開始前5月31日までに地区協議会を開催する。

14. District Conference 【地区大会】

地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブ及び国際ロータリー全体に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することにある。地区大会は地区ガバナーが主催し、年1回開催される。

15. District Governor 【地区ガバナー】

国際ロータリーの方針にもとづいて、地区内各クラブを管理・運営するために、地区ごと毎年1名のガバナーが就任する。

地区ガバナーは国際ロータリーの役員であり、地区大会で地区のクラブによって指名され、国際大会で選出される。

16. District Governor Nominee 【地区ガバナー・ノミネー】

地区大会で指名された、次期ガバナー候補者である。

17. Emblem 【徽章】

ロータリーアンであることを示すために、ロータリーアンのみで使用を認められた、国際ロータリーの正式徽章。今使用している徽章は1929年の国際大会で採用された。

この徽章を商業上の目的のために、使用することは一切認められていない。

18. Fire side Meeting 【炉辺会議】

ロータリーでは、夜間などに会員の家、その他を利用して親睦を主体としながら、ク

クラブの運営や奉仕などについて語り合うことをいう。非公式の会合であるから、メイクアップの対象にはならない。

19. Club Forum【クラブフォーラム】

奉仕活動について、会員に情報を伝達することを目的とする全クラブ会員の公式会合である。

20. Intercity Meeting【都市連合一般討論会】

IMと略して呼ぶことが多い。近隣都市の数クラブ（各分区ごとが一般的である）のロータリーアンが、出来るだけ多く集まって、ガバナーまたはパストガバナーの指導のもとに、ロータリー情報および、教育の手段として開かれるもので、新入会員は率先して出席することが望まれている。

21. Four Avenues of Rotary Service【ロータリー四大奉仕部門】

ロータリーの綱領に示されている理念を具現するための、クラブ奉仕・社会奉仕・職業奉仕・国際奉仕の4部門をいう。これにたいしてクラブにそれぞれの委員会が構成される。

22. Governor Monthly Letter【ガバナー月信】

地区内各クラブの会長及び幹事に対して、ガバナーが毎月送る公式の書信。日本のロータリーでは、各地区とも別途に費用を徴収し、ガバナー月信がロータリーアンに配布される。

23. Make-up Attendance【出席の補填】

クラブ例会を欠席した場合、欠席日の直直前の例会終了後から、直直後の例会開会時刻までの間に、他のロータリー・クラブに出席すれば、出席の補填ができる。これをメイクアップという。メイクアップの目的で他のクラブへ行ったとき、そのクラブが休会、或は会場や時間の変更をしていた場合、普通本人の申告によって出席補填が認められることになっている。

国際大会・地区大会・地区協議会・IM・認証状伝達式・地区委員会への出席もメイクアップになる。

24. Smile Box 【ニコニコ箱】

クラブに常設されている、任意積立金のための箱。会員の善意によって集まった資金は奉仕活動のために使用される。

25. Rotaract Club 【ロータアクト クラブ】

18歳から28歳までの学生又は社会人で、インターアクト・クラブを終えた若い人達に、同様のクラブ生活を続けさせることを目的に、ロータリー・クラブによって結成され、国際ロータリーの承認を得て設立される青少年のクラブである。その会員となるためにはインターアクト・クラブ会員の経験の有無は無関係である。

26. Rotary Foundation 【ロータリー財団】

人類に対する教育奉仕を目的として、1928年に設立された財団。1948年ロータリーの創始者ポール・ハリス逝去に際して、彼を記念する事業の資金として、全世界のロータリーアンから巨額の寄付が寄せられたのを機会に、奨学金制度が始められた。現在では各種奨学金制度のほかに、研究グループ交換の制度もできている。この財団の重点目標は国際理解と友好を増進することにある。

27. Rotary Infomation 【ロータリー情報】

ロータリー精神、ロータリーの歴史的沿革、ロータリーの組織、ロータリーの定款と細則などの基本的知識等ロータリーに関する一切の知識のことを言う。

ロータリー情報委員会は、クラブの会員、とりわけ新入会員に各種のロータリー情報を提供することをその役割とする。

28. R Y L A 【ロータリー青少年指導者養成プログラム】

Rotary Youth Leadership Awardsの略

青少年の指導力と、善良な市民精神という資質を、伸ばすことを目的として、地区ごとにリーダーとなる青少年を、キャンプなど合宿訓練に派遣するプログラムである。

29. S . A . A . 【会場監督】

S A Aはクラブ役員の一であり、例会の準備、進行、秩序維持等にも配慮を行い、例会の円滑な運営と、例会を愉快的なものにすることを任務とする。その為にS A Aは、例会外においても、会員についての情報を入手するよう努めるべきである。

30. Sixty Percent Rules 【60%ルール】

ロータリーでは多くの場合60%制がとられている。例えばクラブ例会の出席は所定時間の60%出席しなければ、出席と認められないことになっている。また6ヵ月間の出席率がメイクアップを含めて、60%に達しない場合、会員資格を自動的に失うことになっている。などこれらを60%ルールと呼んでいる。

三木ロータリー・クラブ定款

第1条 名 称

本会の名称は、三木ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第2条 区域限界

本クラブの区域限界は、次の通りとする。

三木市及び美嚙郡吉川町

第3条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条 会 合

第1節

- 1 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- 2 但し、非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までのあいだのいずれの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- 3 また、例会日が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、理事会は、例会を取りやめることができる。本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度に、2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第5条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

- 1 本クラブは、次の資格条件を有する人を正会員に選ぶことができる。
 - (i)一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか；
または
 - (ii)一般に認められた有益な事業または専門職務において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；
または
 - (iii)一般に認められた有益な事業または専門職務の地方代理店または支店を管理権をもって担当する地方代理人または支店代理人または支店代表者を務めていること；
そして
- 2 報道機関、宗教および外交官の職業分類を除き、そして、本条第4節に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類ごとに1名より多くの正会員があってはならない。

第4節 アディショナル正会員

- (a) 本クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の事業または専門職務に現実に従事している者をもう1人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、本条第1節および第3節において正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いてすべて正会員と同じである。
- (b) 本クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として
 - (i)かつて他のロータリー・クラブの正会員であった者と
 - (ii)ローターアクトクラブの会員であった者で、それぞれがその現に携わっている事業の場所またはその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。但し：
 - (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本項の下に上記のカテゴリーのそれぞれから選ばれるアディショナル正会員の数は1名を越え

ないものとする。

- (2) カテゴリー(i)の下に会員に選ばれるためには、かつて所属していたクラブを脱会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。
 - (3) カテゴリー(ii)の下に会員に選ばれるためには、少なくとも5年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。
 - (4) このアディショナル正会員は、第4節(a)項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いては、すべてその資格は正会員と同じである。
- (c) 職業分類の保持者の正会員身分が終結したか、または、その保持者がシニア・アクティブ会員になった場合、あるいは、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、第4節(a)項および(b)項の下に選ばれたアディショナル正会員の会員身分は次のように扱われるものとする。
- (1) このようなアディショナル正会員が1名しかいない場合、この人は自動的に正会員となり、職業分類の保持者となるものとする。
 - (2) アディショナル正会員が2名以上の場合、そのとき、クラブはその内1名を選挙して、正会員とし、職業分類の保持者とするものとする。
 - (3) 前述の(ii)項の規定に従って、アディショナル正会員の1人が正会員に選ばれたとき、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

第5節 シニア・アクティブ会員

- (a) 本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパストサービス会員としての経歴が、次の各項に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。
- (i)一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
 - (ii)現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者
 - (iii)現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者
 - (iv)現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。
- (b) 本クラブは、かつてどこかのクラブ会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

- (c) .1 シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特権および責任をもつものとする。
- (i)シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (ii)本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたない。
- . 2 本クラブはシニア・アクティブ会員の従事している事業または専門職務の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第6節 パスト・サービス会員

- (a) 現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、本クラブの定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。パスト・サービス会員が、本クラブの元正会員でなければ入会金の支払を要するものとする。
- (b) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。
- (c) パスト・サービス会員は事業または専門職務の職業分類を代表しないこと、シニア・アクティブになることができないこと（但し本条第5節(a)項に規定されている場合を除く）および本条第4節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことの3点を除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

第7節 二重会員

いかなる人も、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員の資格を同時に保持することはできない。いかなる人も、本クラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、名誉会員を同時に保持することはできない。

第8節 名誉会員

- . 1 ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を、本クラブの名誉会員に選挙することができる。
- . 2 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたない。本クラブのいかなる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官

二つ以上の宗教の代表者、二つ以上の新聞および／またはその他の報道機関の各代表者および二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらを職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が

本定款に定められた資格条件を備えていることを要する。

第10節 公 職

- 1 一定の任期を限って選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者に適用されない。
- 2 本クラブの正会員で一定の任期をもった公職に、選挙または任命された者は、その公職の在任中、前記の選挙または任命の直前に、同人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第11節 国際ロータリーの職員

本クラブは、R Iと雇用関係に入ったクラブ会員の会員身分を、その雇用関係の続く限り、保持せしめることができる。

第6条 職業分類

第1節 職業分類

- (a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする
- (b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して、然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制 限

正会員は、各職業の分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道関係、および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

第7条 出 席

第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
 - (i)他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (ii)本クラブの指示によって、ロータアクト、インターアクト・クラブ、ま

- たはロータリー村落共同隊、仮ロータアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
- (iii) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 理事会を代行する R I 会長の承認を得て招集された R I、元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会または（R I 理事会の承認を得た）他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I 委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
 - (iv) 他クラブの例会に出席する目的をもって、そのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
 - (v) 会員が14日以上にわり海外に旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項に決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。
- (b) 例会のときに、
- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (ii) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員会がロータリーの用務に携わっている場合。
 - (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (iv) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (v) メイクアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
 - (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブ例会に出席出来ない場合。

第2節 メイクアップの通知

本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

第3節 免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) . 1 長期にわたる健康不良／障害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実に不可能

であり、理事会が、その欠席を承認している場合。この場合、この人の欠席は、クラブの出席記録に算入されないものとされる。

- . 2 ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席メイクアップできないことを確認するものとする。

(b) シニア・アクティブ会員の場合

- (i) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって、65歳に達していること。
- (ii) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって、70歳に達していること。

さらに

出席規定の適用を免除されたい希望を書面をもって、クラブ幹事に通告していること。このような場合、理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

第8条 理事および役員

第1節

本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節

別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブにたいして提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事より本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節

本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーで

あっても、またはそうでなくても差し支えない。

第4節

- 1 各役員は本クラブ細則に定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- 2 会長は、本クラブ細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度の理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることになったロータリ年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- 3 役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アデショナル正会員を含む）シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは、次期ガバナーから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

第9条 入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第10条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
 - (i) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることが出来る；または
 - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1か年を越えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同

人は引き続き同じ職業分類の職業に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。；または

- (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類の事業または専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席その他のすべての条件に引き続き従わなければならない。
- (iv) 自己の責めに帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保存することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めてつくために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後始めて発効するものとする。
- (b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければパスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員の身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

第3節 再入会

正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし、同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払

- 1 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛名に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付け後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
- 2 このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席

- (a) 本クラブの名誉会員を除く会員は：
 - (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
 - (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

- (b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。

第6節 他の原因による終結

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛名に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付け以後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブ例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会および、その例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。
- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行わず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退 会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第11条 地域社会、国家および国際問題

第1節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる系争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなる会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節

- (a) 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のため、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

- 1 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年、2月28日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。
- 2 この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

第12条 ロータリーの雑誌

第1節

本クラブが国際ロータリー理事会によって、R I 細則と合致する本条の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員

身分を保持する限り R I の機関雑誌または R I 理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の機関は、6 ヶ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1 期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第 2 節

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、R I の事務局または R I 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第 13 条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取れなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 14 条 仲 介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決されるものとする。両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 15 条 細 則

本クラブは、R I の定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手續規定）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第 16 条 解釈の仕方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

第17条 改正

第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会またはR I 国際大会によってのみ改正できる。その方式については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内R I 審議会もしくは大会、規定審議会またはR I 理事会のみが提案することができる。

第3節 手続

- 1 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の5月1日までに、R I 事務総長のもとに提出されなければならない。
- 2 R I 事務総長は、適法に提出されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、規定審議会の全構成員と各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。
- 3 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節

本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。

そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。アデイショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいはR I 理事会の指示により、再審議する場合、R I 細則2.020.4項に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

三木ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計、会場監督および4名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、会計および会場監督がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た4名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名以内より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された4名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第3条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会長の仕事とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての仕事およびその他会長または理事会によって定められる仕事を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、

その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作っ
てこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー
事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した
7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・
アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総
長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会
員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければ
ならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータ
リーに対して行い、ロータリー雑誌の購読料を徴収してこれを出版物の発行
所に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の
要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うに
ある。その職を去るに当たっては会計はその保管する全ての資金、計算帳簿、
その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければな
らない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事
会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第1例会に開催されるものとする。そしてこ
の年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は金曜日午後0時30分に開催し、午後1時30分に閉会
するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然
るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラ
ブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除さ
れた会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、
本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時
間の少なくとも60%出席していたことが実証されなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は100,000円とし、入会承認に先じ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額240,000円とし、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。(平成4年7月1日改正)

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
- クラブ奉仕委員会
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
 - 青少年奉仕委員会
- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会及び青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員からなるものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。
理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれ責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉

仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所轄するところとなる。可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会

クラブ会報委員会

親睦委員会

雑誌委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

ソング委員会

米山奨学委員会

ロータリー財団委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

人間尊重委員会

地域発展委員会

環境保全委員会

協同奉仕委員会

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) **出席委員会** この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリー会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) **職業分類委員会** この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) **クラブ会報委員会** この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) **親睦委員会** この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員

に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

- (e) **雑誌委員会** この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (f) **会員選考委員会** この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (g) **会員増強委員会** この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) **プログラム委員会** この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) **広報委員会** この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) **ロータリー情報委員会** この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。
- (k) **ソング委員会** この委員会は、ロータリーソング及びその他の歌唱の普及指導を行い、ソングを通じて会合のムードを盛り上げる方策を考案し、これを実施するものとする。
- (l) **米山記念奨学委員会** 米山記念奨学会の目的を遂行の為に情報を提供し、会員に理解を求めるものとする。
- (m) **ロータリー財団委員会** ロータリー財団の拡充の為に会員に理解を求める努力をするものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員

会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする；

- (a) 人間尊重委員会 この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。
- (b) 地域発展委員会 この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
- (c) 環境保全委員会 この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。
- (d) 協同奉仕委員会 この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブ会員が、国際奉仕に関する事柄においてその責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、青少年奉仕に関する事柄においてその責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第10条 財 務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行わなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条 会員選挙の方法

第1節 正会員（アディショナル正会員を含む）

- (1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパストサービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。
- (2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位、並びに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。
- (3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

- (4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- (5) 被推薦者の氏名の発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。
- 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において、これを審議し、当該被推薦者について票決を行うものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が2票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- 本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。
- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス及び名誉会員

これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法をもって行われるべきものとする。但しこれら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階のうち、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が2票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員またはパストサービス会員で、本クラブ定款に定められたシニアアクチブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブのシニアアクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニアアクチブ会員については、申込書も選挙もこれを必要としない。

第12条 決 議

事のいかに問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第14条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款および国際ロータリーの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

三木ロータリー・クラブ事務取扱内規

三木ロータリー・クラブにおける事務の取扱については、ロータリー・クラブ定款・細則に従うほか以下に定める要項によるものとする。

1. 細則関係内規

(1) 理事及び役員選挙（細則第1条）

副幹事・副会計・副会場監督を同時に選挙する。

(2) 理事会（細則第2条）

副幹事・副会計・副会場監督は、理事会にオブザーバーとして出席するものとする。但し、会の責任と権限はない。

(3) 役員職務（細則第3条）

副会長は会長エレクトとなり、定められた職務のほかクラブ奉仕部門の担当理事を兼務する。

2. 会計関係内規

当クラブの代表として役員又は会員が出席を要請された際に必要とする対外的慶弔費はクラブに於て負担するものとし、理事会の承認を要する。

三木ロータリー・クラブ慶弔並びに見舞い規定は別に定める。

三木ロータリー・クラブ慶弔並に見舞規定

第1条 総則

この規定は三木ロータリー・クラブ会員、家族に対する慶弔並に見舞いに関し次の通り定める。

第2条 慶弔金

会員の慶弔に際しては次の基準により慶弔金を贈る。

- | | | |
|---------------------------|---------|----------|
| 1. 会員の結婚 | 30,000円 | |
| 2. 会員の子女の結婚 | 30,000円 | |
| 3. 会員に子女が出生した場合 | 10,000円 | |
| 4. 会員が叙勲、国家褒章、学位称号等を受けた場合 | 適宜 | |
| 5. 会員の死亡 | 30,000円 | 供花またはしきび |
| 6. 会員の夫人の死亡 | 30,000円 | 供花またはしきび |
| 7. 会員の父母並に同居の子女死亡 | 10,000円 | 供花またはしきび |
| 8. 会員と同居の2親等内の親族死亡 | 10,000円 | 供花またはしきび |
- 前項慶弔金は適宜相当額の物品に替え、若しくは併用することが出来る。

第3条 見舞金

会員の傷病災害に際しては次の基準により見舞金を贈る。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 会員の療養2週間以上の傷病 | 10,000円 |
| 2. 会員の夫人療養2週間以上の傷病 | 10,000円 |
| 3. 会員の住居又は職場の災害 | 適宜 |

前項見舞金は適宜相当額の物品に替えることが出来る。又長期の場合重複は妨げない。

第4条 特別の場合

第2条第3条に定める金額は特別の事情がある場合には、理事会の裁量により適宜変更することが出来る。